

議案第 6 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。			（組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。		
部	課等	教育機関等	部	課等	教育機関等
教 育 部	（略）		教 育 部	（略）	
	生涯 学習 課	<u>生涯学習センター</u> 、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター、少年愛護センター		生涯 学習 課	地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター、少年愛護センター
	（略）			（略）	
（事務分掌） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。 （1） （略）			（事務分掌） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。 （1） （略）		

(2) <u>生涯学習センター</u> の管理運営及び活動に関すること。	(2) <u>地区市民館</u> の管理運営及び活動に関すること。
(3)～(16) (略)	(3)～(16) (略)
5・6 (略)	5・6 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。